| 過去勤務期間の年数 | 率 | |
|---|---|---|
| | 平成二十六年四月一日から同年九月三十日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合 | 平成二十六年十月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合 |
| 一年 | ○ | ○ |
| 二年 | ○ | ○ |
| 三年 | ○・○二 | ○ |
| 四年 | ○・○二 | ○・○二 |
| 五年 | ○・○二 | ○・○二 |
| 六年 | ○・○二 | ○・○二 |
| 七年 | ○・○三 | ○・○二 |
| 八年 | ○・○三 | ○・○三 |
| 九年 | ○・○四 | ○・○三 |
| 一〇年 | ○・○四 | ○・○四 |

**○厚生労働省告示第百五十一号**

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十五年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十五年四月一日以後平成二十六年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十六年八月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十六年四月一日から平成二十七年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十七年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率は、○とする。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

**○厚生労働省告示第百五十二号**

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十五年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十五年四月一日以後平成二十六年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十六年八月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十六年四月一日以後平成二十七年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十七年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

**○厚生労働省告示第百五十三号**

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十条第二項第二号イの規定に基づき、平成二十六年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年一・六七パーセントとする。ただし、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第十条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における厚生労働大臣が定める利率は、年○パーセントとする。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

**○厚生労働省告示第百五十四号**

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、平成二十六年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年一・六七パーセントとする。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

**○厚生労働省告示第百五十五号**

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第三項第一号及び第八項の規定に基づき、平成二十六年度に係る同条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率は、年一・六七パーセントとする。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

**○厚生労働省告示第百五十六号**

臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第四号に次のように加える。

ホ　人体から採取された検体（受検者が自ら採取したものに限る。）について生化学的検査を行う施設（イからニまでに掲げる施設を除く。）

**○厚生労働省告示第百五十七号**

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二第一項の規定により、同法第三十八条第一項の特別特定機械等について、製造時等検査の業務を次のように都道府県労働局長が自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

| 自ら行うものとする都道府県労働局長の名称 | 自ら行うものとする年月日 |
|---|---|
| 全ての都道府県労働局長 | 平成二十六年四月一日 |

| 自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲 | 自ら行うものとする期間 |
|---|---|
| ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）に係る製造時等検査の業務の全部 | 一年間 |

**○厚生労働省告示第百五十八号**

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表の第1章第1節のイ中「6,680点」を「6,705点」に改め、同節のロ中「4,920点」を「4,938点」に改め、同節のハ中「5,820点」を「5,842点」に改め、同節中注9を注10とし、注8を注9とし、注7を注8とし、注6の次に次のように加える。

注7　社会復帰期入院対象者入院医学管理料について、指定入院医療機関が、退院後の帰住先が遠隔地にある者に対し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して1年を経過するまでの期間に、退院促進を目的とした治療計画に基づく医療を提供した場合、180日を限度として、遠隔地加算として所定点数に1,170点を加算する。この場合において、注5の規定の適用については、同注中「から900点」とあるのは「から1,400点」と、「1,400点」とあるのは「1,900点」とする。

別表の第1章第2節の1のイ中「8,250点」を「8,296点」に改め、同1のロ中「7,250点」を「7,291点」に改め、同1のハ中「6,250点」を「6,285点」に改め、同1の注6中「1,000点」を「2,400点」に改め、同1の注7中「600点」を「1,200点」に改める。

別表の第2章通則の3のイ中「700点」を「600点」に改め、同3の注3中「200点」を「350点」に改める。